

No.	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	ポイント	修正前	修正後
1	6	第2章	第5条	2			回答No.5への対応 誤植の修正	2 整備期間の初日において、本事業用地は、市から事業者に対して原状有姿で貸し渡されたものとみなされるものとし、第41条の定めるところに従ってなされる本施設の引渡しと同時に、事業者から市に対して返還されたものとみなされるものとする。	2 整備期間の初日において、本事業用地は、市から事業者に対して 現状有姿 で貸し渡されたものとみなされるものとし、第41条の定めるところに従ってなされる本施設の引渡しと同時に、事業者から市に対して返還されたものとみなされるものとする。
2	7	第2章	第6条	1	(3)	カ	回答No.9への対応 誤植の修正	九 ㊦の他本件施設の運営上必要な業務	㊦ ㊦の他本件施設の運営上必要な業務
3	14	第4章	第24条				回答No.24への対応 第1項第4号を削除	(4) 第3号の定めにかかわらず、市は、第1号の定めるところに従って納付された契約保証金の全部又は一部を、第44条に定める瑕疵担保責任の除斥期間が満了するまで留保することができる。	(4) 第3号の定めにかかわらず、市は、第1号の定めるところに従って納付された契約保証金の全部又は一部を、第44条に定める瑕疵担保責任の除斥期間が満了するまで留保することができる。 (上記見え消し箇所を削除)
4	17	第4章	第30条	2	(2)		回答No.29への対応 第30条第2項第2号の修正 及び第28条第1項の関連 箇所を削除	(2) 性能試験は、本施設工事期間中に行うものとする。	(2) 性能試験は本施設工事期間中に行うものとする。ただし、火葬炉の機能上、使用開始前の性能試験が困難である場合には、火葬炉の性能試験は引渡日の10日以内に実施すれば足りるものとする。
5	16	第4章	第28条	1			回答No.29への対応 第28条第1項のうち、第30 条第2号修正関連箇所を 削除	第28条 事業者は、その日程を14日前までに市に対して通知したうえで、自己の責任及び費用負担において、本件工事の目的物の完成検査等(完成検査及び機器、器具、備品等の試運転、 第30条に基づく火葬炉の性能試験及び第29条に基づくシックハウス検査その他の検査を含む。以下同じ。)を引渡予定日までに(ただし、既存施設の解体・撤去等業務については、当該業務の完了予定日までに)完了するものとする。	第28条 事業者は、その日程を14日前までに市に対して通知したうえで、自己の責任及び費用負担において、本件工事の目的物の完成検査等(完成検査及び機器、器具、備品等の試運転、 第30条に基づく火葬炉の性能試験及び第29条に基づくシックハウス検査その他の検査を含む。以下同じ。)を引渡予定日までに(ただし、既存施設の解体・撤去等業務については、当該業務の完了予定日までに)完了するものとする。 (上記見え消し箇所を削除)
6	21	第4章	第41条	1			回答No.42への対応 本施設の引渡について「目 的物引渡書」の提出及び 登記手続について追加	(本施設の引渡し) 第41条 事業者は、本施設について第32条に定めるところの市による完成確認及び納品検査がなされた後、引渡予定日までに、本施設を市に引渡し、所有権を市に移転するものとする。この場合、事業者は、本施設について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を市に移転するものとする。	第41条 事業者は、本施設について第32条に定めるところの市による完成確認及び納品検査がなされた後、引渡予定日までに、 目的物引渡書を市に提出するものとする。市は、当該書類受理により、所有権が市に移転するものとし、登記の手続を開始する。 この場合、事業者は、本施設について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を市に移転するものとする。
7	21	第4章	第41条	4			回答No.44への対応 本施設の「引渡証」の発行 について追加	(追加)	4 市は、引渡完了後、事業者に引渡を証する書面を発行するものとする。
8	3	第1章	第1条	1	(25)		回答No.50への対応 第1条第1項第25号を修正 「既存施設の解体・撤去及 び跡地整備業務」の定義 を追加	(25)「既存施設の解体・撤去等業務」とは、既存施設を解体及び撤去すること(跡地整備業務及びその後の設備等の引渡し_____を含む。)の関連業務をいい、第6条第1項第4号所定の業務及びその他要求水準書において要求された業務又はこれを上回るサービスとして事業者より提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。	(25)「既存施設の解体・撤去等業務」とは、既存施設を解体及び撤去すること(跡地整備業務及びその後の設備等の引渡し 並びに臨時駐車場の原状復旧 を含む。)の関連業務をいい、第6条第1項第4号所定の業務及びその他要求水準書において要求された業務又はこれを上回るサービスとして事業者より提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。

No.	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	ポイント	修正前	修正後
9	22	第4章	第43条				<p>回答No.51への対応 第43条を修正 「既存施設の解体・撤去等業務完了予定日」が遅延する場合の遅延損害規定を追加</p>	<p>(引渡しの遅延) 第43条 市の責めに帰すべき事由により本施設の引渡しが引渡予定日より遅延した場合、市は、当該遅延に伴い事業者において生じる損害、損失及び費用(本事業を遂行するにあたり事業者において当該遅延により生じた合理的な追加的な費用を含む。)を負担するものとし、市は、市と事業者との間の協議により決定されることに従って、事業者に対してこれを支払うものとする。 2 市の責めに帰すべからざる事由により本施設の引渡しが引渡予定日より遅延した場合、事業者は、引渡予定日の翌日から引渡日(同日を含む)までの期間について、その施設整備に係る対価に相当する額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合(当該割合に改正があった場合、改正後の割合とする。以下同様。)を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を遅延日数に応じて1年を365日とする日割計算により、直ちに市に対して支払うものとし、また、当該遅延損害金を超える損害、損失又は費用(本事業を遂行するにあたり事業者において当該遅延により生じる追加的な費用を含む。)があるときは、事業者はそれらを負担し、直ちに市に対して支払うものとする。なお、本契約に従い市が事業者に対して設計業務又は本件工事につき第12条第2項及び第13条第2項による修正の要求又は第27条第3項及び第32条第2項による改善を勧告したことにより本施設の引渡しが遅延した場合も、本項が適用されるものとする。 3 前2項にかかわらず、(i)本施設の引渡しの遅延が不可抗力による場合における当該遅延に伴い生じた合理的な範囲の損害、損失及び費用に相当する額のうち別紙4(不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合)に定める事業者の負担割合により算出される額、並びに、(ii)本施設の引渡しの遅延が法令等の変更による場合における当該遅延に伴い生じた合理的な範囲の損害、損失及び費用に相当する額のうち別紙8(法令変更による費用の負担割合)に定める事業者の負担割合により算出される額については、事業者がこれを負担するものとする。 4 本契約の定めるところに従って引渡予定日に変更された場合には、前項の遅延損害金は、市と事業者とが合意のうえ変更した引渡予定日より遅れたときに、発生するものとする。</p>	<p>(本施設の引渡し又は既存施設の解体・撤去等業務の完了の遅延) 第43条 市の責めに帰すべき事由により本施設の引渡しが引渡予定日より遅延した場合 又は既存施設の解体・撤去等業務が完了予定日より遅延した場合、市は、当該遅延に伴い事業者において生じる損害、損失及び費用(本事業を遂行するにあたり事業者において当該遅延により生じた合理的な追加的な費用を含む。)を負担するものとし、市は、市と事業者との間の協議により決定されることに従って、事業者に対してこれを支払うものとする。 2 市の責めに帰すべからざる事由により本施設の引渡しが引渡予定日より遅延した場合 又は既存施設の解体・撤去等業務が完了予定日より遅延した場合、事業者は、引渡予定日の翌日から引渡日(同日を含む)までの期間 又は完了予定日の翌日から完了日(同日を含む)までの期間について、その施設整備に係る対価に相当する額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合(当該割合に改正があった場合、改正後の割合とする。以下同様。)を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を遅延日数に応じて1年を365日とする日割計算により、直ちに市に対して支払うものとし、また、当該遅延損害金を超える損害、損失又は費用(本事業を遂行するにあたり事業者において当該遅延により生じる追加的な費用を含む。)があるときは、事業者はそれらを負担し、直ちに市に対して支払うものとする。なお、本契約に従い市が事業者に対して設計業務又は本件工事につき第12条第2項及び第13条第2項による修正の要求又は第27条第3項及び第32条第2項による改善を勧告したことにより本施設の引渡し 又は既存施設の解体・撤去等業務の完了が遅延した場合も、本項が適用されるものとする。 3 前2項にかかわらず、(i)本施設の引渡し 又は既存施設の解体・撤去等業務の完了の遅延が不可抗力による場合における当該遅延に伴い生じた合理的な範囲の損害、損失及び費用に相当する額のうち別紙4(不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合)に定める事業者の負担割合により算出される額、並びに、(ii)本施設の引渡し 又は既存施設の解体・撤去等業務の完了の遅延が法令等の変更による場合における当該遅延に伴い生じた合理的な範囲の損害、損失及び費用に相当する額のうち別紙8(法令変更による費用の負担割合)に定める事業者の負担割合により算出される額については、事業者がこれを負担するものとする。 4 本契約の定めるところに従って引渡予定日 又は完了予定日に変更された場合には、前項の遅延損害金は、市と事業者とが合意のうえ変更した引渡予定日 又は完了予定日よりも遅れたときに、発生するものとする。</p>
10	23	第4章	第45条				<p>回答No.53への対応 第45条第3項「完了通知書の発行」を追加</p>	<p>(追加)</p>	<p>3 市は、既存施設の解体・撤去及び跡地整備業務が完了した場合は、事業者に業務完了通知書を発行するものとする。</p>
11	32	第8章	第64条	1	(8)	ク	<p>回答No.62への対応 表現の修正</p>	<p>ク いずれかの構成企業が、アからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(オに該当する場合を除く。)に、市が代表企業を介して当該構成企業に対して当該契約の解除を求め、当該構成企業がこれに従わなかったとき。</p>	<p>ク いずれかの構成企業が、アからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(オに該当する場合を除く。)に、市は事業者を介して当該構成企業に対して当該契約の解除を求め、当該構成企業がこれに従わなかったとき。</p>
12	35	第8章	第70条	1			<p>回答No.74, 75への対応 損害賠償額は「税込金額」である旨を追加</p>	<p>第70条 第64条各項の規定により本契約が解除された場合、事業者は、次の各号に定める額を市の指定する期限までに支払うものとする。</p>	<p>第70条 第64条各項の規定により本契約が解除された場合、事業者は、次の各号に定める額(消費税等を含む)を市の指定する期限までに支払うものとする。</p>

No.	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	ポイント	修正前	修正後
13	36	第8章	第70条	1	(2)		回答No.75への対応 サービス購入費の区分を 修正	(2) 引渡日(同日を含む。)以降に解除された場合 解除日が属する事業年度において支払われるべき維持管理業務及び 運営業務の遂行に係る対価総額(サービス購入費E~H)の100分の10 に相当する額	(2) 引渡日(同日を含む。)以降に解除された場合 解除日が属する事業年度において支払われるべき維持管理業務及び運営業務の 遂行に係る対価総額(サービス購入費E~G及びサービス購入費I)の100分の10 に相当する額
14	44	別紙3	1				回答No.81への対応 補償額は「税込金額」であ る旨を追加	○建設工事保険 保険の対象:本施設の建設工事 補償額:本施設の再調達価格相当額	○建設工事保険 保険の対象:本施設の建設工事 補償額:本施設の再調達価格相当額(消費税等を含む)
15	46	別紙4	(1)				回答No.83,84への対応 サービス購入費A~Dに係 る金額は「消費税等を含 む」旨を追加	(1) 整備期間 整備期間中に不可抗力が生じ、本施設及び既存施設に損害(ただし、 事業者の得べかりし利益は含まない。以下本別紙4(不可抗力による 損害及び追加的な費用の負担割合)において同じ。)、損失又は費用 が発生した場合、当該損害、損失又は費用の額が整備期間中に累計 でサービス購入費のうち、本施設の施設整備業務及び既存施設の解 体・撤去等業務に係る対価(サービス購入費A~D)から割賦金利相当 額を控除した額の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、 これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由 により保険金が支払われた場合、当該保険金相当額のうち事業者の 負担額を超える額は、市の負担すべき損害、損失又は費用の額から控 除する。 (追加)	(1) 整備期間 整備期間中に不可抗力が生じ、本施設及び既存施設に損害(ただし、事業者の得 べかりし利益は含まない。以下本別紙4(不可抗力による損害及び追加的な費用の 負担割合)において同じ。)、損失又は費用が発生した場合、当該損害、損失又は 費用の額が整備期間中に累計でサービス購入費のうち、本施設の施設整備業務及 び既存施設の解体・撤去等業務に係る対価(サービス購入費A~D)から割賦金利 相当額を控除した額の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超 える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払わ れた場合、当該保険金相当額のうち事業者の負担額を超える額は、市の負担すべ き損害、損失又は費用の額から控除する。 ※サービス購入費A~Dについては、消費税等を含む金額とする。
16	46	別紙4	(2)				回答No.85への対応 サービス購入費の区分を 修正	(2) 本施設の引渡日以降 本施設の引渡日以降に不可抗力が生じ、本件施設に損害、損失又は 費用が発生した場合、当該損害、損失又は費用の額が一事業年度に つき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われ るべき維持管理業務及び運営業務に係る対価総額(サービス購入費E ~I)の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える 額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金 が支払われた場合、当該保険金相当額のうち事業者の負担額を超 える額は、市の負担すべき損害、損失又は費用の額から控除する。	(2) 本施設の引渡日以降 本施設の引渡日以降に不可抗力が生じ、本件施設に損害、損失又は費用が発生し た場合、当該損害、損失又は費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じ た日が属する事業年度において支払われるべき維持管理業務及び運営業務に係 る対価総額(サービス購入費E~G及びサービス購入費I)の100分の1に至るまでは 事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該 不可抗力事由により保険金が支払われた場合、当該保険金相当額のうち事業者の 負担額を超える額は、市の負担すべき損害、損失又は費用の額から控除する。
17	46	別紙4	(2)				回答No.88への対応 サービス購入費E~Iに係 る金額は「消費税等を含 む」旨を追加	(2) 本施設の引渡日以降 本施設の引渡日以降に不可抗力が生じ、本件施設に損害、損失又は 費用が発生した場合、当該損害、損失又は費用の額が一事業年度に つき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われ るべき維持管理業務及び運営業務に係る対価総額(サービス購入費E ~I)の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える 額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金 が支払われた場合、当該保険金相当額のうち事業者の負担額を超 える額は、市の負担すべき損害、損失又は費用の額から控除する。	(2) 本施設の引渡日以降 本施設の引渡日以降に不可抗力が生じ、本件施設に損害、損失又は費用が発生し た場合、当該損害、損失又は費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じ た日が属する事業年度において支払われるべき維持管理業務及び運営業務に係 る対価総額(サービス購入費E~G及びサービス購入費I)の100分の1に至るまでは 事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該 不可抗力事由により保険金が支払われた場合、当該保険金相当額のうち事業者の 負担額を超える額は、市の負担すべき損害、損失又は費用の額から控除する。 ※サービス購入費E~G及びサービス購入費Iについては、消費税等を含む金額とす る。
18	51	別紙6	3	(1)	イ	(イ)	回答No.101への対応 返済期間の修正	(イ)サービス購入費B 上記アに示す業務において本施設の所有権移転までに完了する施設 整備業務及び既存施設の解体・撤去等業務に要する費用からサービ ス購入費Aを差し引いた金額を割賦元金とし、「提案用基準金利+スプレ ッド(事業者の提案による金利)」により定めた金利により返済期間10 年間の元利均等償還方式で算出される割賦金利の合計とする。	(イ)サービス購入費B 上記アに示す業務において本施設の所有権移転までに完了する施設整備業務及 び既存施設の解体・撤去等業務に要する費用からサービス購入費Aを差し引いた 金額を割賦元金とし、「提案用基準金利+スプレッド(事業者の提案による金利)」に より定めた金利により返済期間20年間の元利均等償還方式で算出される割賦金利 の合計とする。

No.	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	ポイント	修正前	修正後
19	51	別紙6	3	(1)	イ	(工)	回答No.101への対応 返済期間の修正	(エ)サービス購入費D 上記アに示す業務において本施設の所有権移転後に完了する業務に要する費用からサービス購入費Cを差し引いた金額を割賦元金とし、「提案用基準金利+スプレッド(事業者の提案による金利)」により定めた金利により返済期間10年間の元利均等償還方式で算出される割賦金利の合計とする。	(エ)サービス購入費D 上記アに示す業務において本施設の所有権移転後に完了する業務に要する費用からサービス購入費Cを差し引いた金額を割賦元金とし、「提案用基準金利+スプレッド(事業者の提案による金利)」により定めた金利により返済期間19年6カ月間の元利均等償還方式で算出される割賦金利の合計とする。
20	51	別紙6	3	(1)	イ		回答No.103への対応 基準金利がマイナスになった場合の基準金利の考え方について修正	(イ)サービス購入費B 上記アに示す業務において本施設の所有権移転までに完了する施設整備業務及び既存施設の解体・撤去等業務に要する費用からサービス購入費Aを差し引いた金額を割賦元金とし、「提案用基準金利+スプレッド(事業者の提案による金利)」により定めた金利により返済期間20年間の元利均等償還方式で算出される割賦金利の合計とする。 本施設の所有権移転時までに要する施設整備業務及び既存施設の解体・撤去等業務に係る保険料等の諸経費を含むものとする。 (エ)サービス購入費D 上記アに示す業務において本施設の所有権移転後に完了する業務に要する費用からサービス購入費Cを差し引いた金額を割賦元金とし、「提案用基準金利+スプレッド(事業者の提案による金利)」により定めた金利により返済期間19年6カ月間の元利均等償還方式で算出される割賦金利の合計とする。 本施設の所有権移転時から上記アに示す業務完了までに要する施設整備業務及び既存施設の解体・撤去等業務に係る保険料等の諸経費を含むものとする。	(イ)サービス購入費B 上記アに示す業務において本施設の所有権移転までに完了する施設整備業務及び既存施設の解体・撤去等業務に要する費用からサービス購入費Aを差し引いた金額を割賦元金とし、「提案用基準金利+スプレッド(事業者の提案による金利)」により定めた金利により返済期間20年間の元利均等償還方式で算出される割賦金利の合計とする。 本施設の所有権移転時までに要する施設整備業務及び既存施設の解体・撤去等業務に係る保険料等の諸経費を含むものとする。 なお、提案用基準金利がマイナスとなる場合は「0%」と読み替えるものとする。 (エ)サービス購入費D 上記アに示す業務において本施設の所有権移転後に完了する業務に要する費用からサービス購入費Cを差し引いた金額を割賦元金とし、「提案用基準金利+スプレッド(事業者の提案による金利)」により定めた金利により返済期間19年6カ月間の元利均等償還方式で算出される割賦金利の合計とする。 本施設の所有権移転時から上記アに示す業務完了までに要する施設整備業務及び既存施設の解体・撤去等業務に係る保険料等の諸経費を含むものとする。 なお、提案用基準金利がマイナスとなる場合は「0%」と読み替えるものとする。
21	54	別紙6	4				回答No.111への対応 消費税相当額について	(2) サービス購入費B 市は、事業契約の規定に従い、事業者に対してサービス購入費Bを、所有権移転後、維持管理・運営期間にわたり支払う。 サービス購入費Bの料金は、支払予定額を指定期間の月数で按分し、第1回の支払いを平成33年4月から6月分(3か月分)とし、以降3か月ごとで年4回、平成53年1月から3月分(3か月分)を最終回とした計80回の元利均等で支払う。 (4) サービス購入費D 市は、事業契約の規定に従い、事業者に対してサービス購入費Dを、平成33年の業務完了後、維持管理・運営期間にわたり支払う。 サービス購入費Dの料金は、支払予定額を指定期間の月数で按分し、第1回の支払を平成33年10月から12月分(3か月分)とし、以降3か月ごとで年4回、平成53年1月から3月分(3か月分)を最終回とした計78回の元利均等で支払う。	(2) サービス購入費B 市は、事業契約の規定に従い、事業者に対してサービス購入費Bを、所有権移転後、維持管理・運営期間にわたり支払う。 サービス購入費Bの料金は、支払予定額を指定期間の月数で按分し、第1回の支払いを平成33年4月から6月分(3か月分)とし、以降3か月ごとで年4回、平成53年1月から3月分(3か月分)を最終回とした計80回の元利均等で支払う。 ※割賦金利を除くサービス購入費Bに係る消費税及び地方消費税は、サービス購入費Aの支払時に全額をサービス購入費Aに加算して支払う。 (4) サービス購入費D 市は、事業契約の規定に従い、事業者に対してサービス購入費Dを、平成33年の業務完了後、維持管理・運営期間にわたり支払う。 サービス購入費Dの料金は、支払予定額を指定期間の月数で按分し、第1回の支払を平成33年10月から12月分(3か月分)とし、以降3か月ごとで年4回、平成53年1月から3月分(3か月分)を最終回とした計78回の元利均等で支払う。 ※割賦金利を除くサービス購入費Dに係る消費税及び地方消費税は、サービス購入費Cの支払時に全額をサービス購入費Cに加算して支払う。
22	55	別紙6	4	(7)			回答No.128への対応 サービス購入費Hの精算区分及び支払時期の修正	(7) サービス購入費H(火葬に関する光熱水費相当額) 市は、事業契約に従い、事業者に対してサービス購入費Hを維持管理業務及び運営業務期間にわたり支払う。サービス購入費Hは本件施設に係る光熱水費相当額から、火葬以外に関する光熱水費相当額を差し引いたものとする。なお、事業期間最終月(平成53年3月)の当該対価は、事業期間終了後に支払う。	(7) サービス購入費H(火葬に関する光熱水費相当額) 市は、事業契約に従い、事業者に対してサービス購入費Hを維持管理業務及び運営業務期間にわたり支払う。サービス購入費Hは本件施設に係る光熱水費相当額から、火葬以外に関する光熱水費相当額を差し引いたものとする。なお、 事業期間最終回(平成53年1月～3月)の当該対価は、事業期間終了後(平成53年4月以降)に支払う。

No.	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	ポイント	修正前	修正後												
23	56	別紙6	5	(4)			回答No.133、135への対応 サービス購入費Hの精算方法、支払時期を明記	サービス購入費Hについては、 <u>実費精算として支払うこととする。</u>	サービス購入費Hについては、 <u>第1回の支払いを平成33年4月から6月分(3か月分)とし、以降3か月ごとで年4半期ごとにまとめて市に請求書を提出する。市は、請求書を受理した日から30日以内に実費精算として支払いを行う。</u>												
24	56	別紙6	6	(1)	ア	(イ)	回答No.136、138、150への対応 ・基準金利の確定日を修正 ・確定日が銀行営業日でない場合の対応を追加	<table border="1"> <tr> <td>基準金利</td> <td>東京時間午前10時にテレレート17143ページに発表される東京スワップレファレンスレート(TSR)として表示される6か月LIBORベース10年物(円/円)金利スワップレート</td> </tr> <tr> <td>金利確定日</td> <td>サービス購入費B及びD:平成33年4月1日の2銀行営業日前の日</td> </tr> </table> <p>また、基準金利は、以下の改定時期に従って事業期間中に1回改定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>基準金利の改定時期</td> <td>平成43年4月1日の2銀行営業日前の日</td> </tr> </table>	基準金利	東京時間午前10時にテレレート17143ページに発表される東京スワップレファレンスレート(TSR)として表示される6か月LIBORベース10年物(円/円)金利スワップレート	金利確定日	サービス購入費B及びD:平成33年4月1日の2銀行営業日前の日	基準金利の改定時期	平成43年4月1日の2銀行営業日前の日	<table border="1"> <tr> <td>基準金利</td> <td>東京時間午前10時にテレレート17143ページに発表される東京スワップレファレンスレート(TSR)として表示される6か月LIBORベース10年物(円/円)金利スワップレート</td> </tr> <tr> <td>金利確定日</td> <td>サービス購入費B:平成33年4月1日の2銀行営業日前の日 サービス購入費D:平成33年10月1日の2銀行営業日前の日</td> </tr> </table> <p><u>なお、前記に定める改定後の基準金利の確定日が銀行営業日でない場合は、前銀行営業日とする。</u></p> <p>また、基準金利は、以下の改定時期に従って事業期間中に1回改定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>基準金利の改定時期</td> <td>サービス購入費B:平成43年4月1日の2銀行営業日前の日 サービス購入費D:平成43年10月1日の2銀行営業日前の日</td> </tr> </table> <p><u>なお、前記に定める改定後の基準金利の確定日が銀行営業日でない場合は、前銀行営業日とする。</u></p>	基準金利	東京時間午前10時にテレレート17143ページに発表される東京スワップレファレンスレート(TSR)として表示される6か月LIBORベース10年物(円/円)金利スワップレート	金利確定日	サービス購入費B:平成33年4月1日の2銀行営業日前の日 サービス購入費D:平成33年10月1日の2銀行営業日前の日	基準金利の改定時期	サービス購入費B:平成43年4月1日の2銀行営業日前の日 サービス購入費D:平成43年10月1日の2銀行営業日前の日
基準金利	東京時間午前10時にテレレート17143ページに発表される東京スワップレファレンスレート(TSR)として表示される6か月LIBORベース10年物(円/円)金利スワップレート																				
金利確定日	サービス購入費B及びD:平成33年4月1日の2銀行営業日前の日																				
基準金利の改定時期	平成43年4月1日の2銀行営業日前の日																				
基準金利	東京時間午前10時にテレレート17143ページに発表される東京スワップレファレンスレート(TSR)として表示される6か月LIBORベース10年物(円/円)金利スワップレート																				
金利確定日	サービス購入費B:平成33年4月1日の2銀行営業日前の日 サービス購入費D:平成33年10月1日の2銀行営業日前の日																				
基準金利の改定時期	サービス購入費B:平成43年4月1日の2銀行営業日前の日 サービス購入費D:平成43年10月1日の2銀行営業日前の日																				
25	57	別紙6	6	(1)	ア	(ウ)	回答No.145への対応 サービス購入費の支払い延期がないよう「但し書き以降」文章を削除	(ウ) 支払方法 市が確認した改定後のサービス購入費B及びDについて、4「支払方法」に定める支払方法に準じて支払うものとする。 <u>ただし、金利変動による改定が行われ、サービス購入費B及びDが市の想定金額(本契約に基づき市が当該年度の予算として措置した金額)を超えた場合、市は、サービス購入費B及びDの初年度分については、改定前の金額を支払い、増額分の金額については、翌年度に支払うものとする。この場合、サービス購入費Bにあつては平成34年7月に、サービス購入費Dにあつては平成34年10月に事業者は請求を行い、市は、その請求をもって当該増額分の支払いを行う。</u>	(ウ) 支払方法 市が確認した改定後のサービス購入費B及びDについて、4「支払方法」に定める支払方法に準じて支払うものとする。 <u>ただし、金利変動による改定が行われ、サービス購入費B及びDが市の想定金額(本契約に基づき市が当該年度の予算として措置した金額)を超えた場合、市は、サービス購入費B及びDの初年度分については、改定前の金額を支払い、増額分の金額については、翌年度に支払うものとする。この場合、サービス購入費Bにあつては平成34年7月に、サービス購入費Dにあつては平成34年10月に事業者は請求を行い、市は、その請求をもって当該増額分の支払いを行う。</u> (上記見え消し箇所を削除)												
26	59	別紙6	6	(3)	ア	(イ)	回答No.157への対応 改定方法の「なお書き」の表現を一部修正	(イ) 改定方法 下記(エ)に示す価格指数について、前回改定時に比べて±1.5%以上の変動が認められる場合に、サービス購入費Iを次の算式に基づき改定する。 なお、対象となる業務ごとに算定を行い、サービス購入費を改定するものとする。	(イ) 改定方法 下記(エ)に示す価格指数について、前回改定時に比べて±1.5%以上の変動が認められる場合に、サービス購入費Iを次の算式に基づき改定する。 なお、対象となる費目ごとに算定を行い、サービス購入費を改定するものとする。												
27	60	別紙7	1				回答No.158への対応 ☒ 業務の改善についての措置内の誤植を修正	(改善が認められない場合) 改善勧告(1回目)	(改善が認められない場合) 改善勧告(2回目)												

No.	頁	項目 1	項目 2	項目 3	項目4	項目5	ポイント	修正前	修正後
28	66 67	別紙9					<p>回答No.163への対応 用語の統一 「この契約」→「本契約」へ</p>	<p>(基本的事項) 第1条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「業務」という。)の履行にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。</p> <p>(秘密の保持) 第2条 事業者及び業務に従事している者又は従事していた者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。 2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 3 事業者は、業務に関して知り得た個人情報の秘密を保持する旨の誓約書を市に提出するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(事故報告) 第13条 事業者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに市に報告し、市の指示に従うものとする。</p>	<p>(基本的事項) 第1条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約による業務(以下「業務」という。)の履行にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。</p> <p>(秘密の保持) 第2条 事業者及び業務に従事している者又は従事していた者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。 2 前項の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 3 事業者は、業務に関して知り得た個人情報の秘密を保持する旨の誓約書を市に提出するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(事故報告) 第13条 事業者は、本契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに市に報告し、市の指示に従うものとする。</p>
29	14	第4章	第24条	1	(1)		「消費税及び地方消費税を含む」の追加	施設整備業務及び既存施設の解体・撤去等業務に係る対価(サービス購入費A～D)	施設整備業務及び既存施設の解体・撤去等業務に係る対価(サービス購入費A～D(消費税及び地方消費税を含む))
30	60	別紙7	1				文言の修正	モニタリングの結果から、事業者による業務が業務水準を満たしている と判断した場合	モニタリングの結果から、事業者による業務が業務水準を 満たしていない と判断した場合

No.	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	ポイント	修正前	修正後
1	1~4	1					回答No.2への対応 提出書類の電子データ保存形式にPDFを追加	電子データ保存形式「MS-Word」	電子データ保存形式「PDF及びMS-Word」
2	8	様式1-3					回答No.16への対応 直接対話の質問数の変更	参加者(5名まで) ※ 直接対話の参加人数は、1グループ5名以内としてください。本申込書を提出する場合には、別途、対話において質問を行いたい内容を直接対話に関する質問書(様式1-4)に記入して、必ず提出してください(5問まで。)	参加者(10名まで) ※ 直接対話の参加人数は、1グループ10名以内としてください。本申込書を提出する場合には、別途、対話において質問を行いたい内容を直接対話に関する質問書(様式1-4)に記入して、必ず提出してください(10問まで。)
3	28	様式6-1					回答No.23への対応 A3ファイル綴じ図面指示の修正	※ 本紙はA3判で作成し、次頁以降に図面類を添付してください。 ※ 上表は適宜行を追加し漏れ無く記載してください。 ※ 本様式及び図面類は、他の様式とは別に、添付資料を含めA3ファイル綴じとしてください。	※ 本紙はA3判で作成し、次頁以降に図面類を添付してください。 ※ 上表は適宜行を追加し漏れ無く記載してください。 ※ 本様式及び図面類は、他の様式とは別に、添付資料を含めA3ファイル綴じとしてください。 (上記見え消し箇所、削除)
4	エクセル	様式8-2b					回答No.29への対応 保険料等諸経費期間に「平成30年度」を追加	—	平成30年度 (表に欄を追加)
5	エクセル	様式8-2b					回答No.30への対応 用途の統一 「備品等整備費」→ 「備品整備費」へ統一	⑧備品等整備費	⑧備品整備費
6	エクセル	様式8-2c					回答No.36への対応 文言の修正	備品等整備表務	備品等管理業務
7	エクセル	様式8-2d					回答No.38への対応 誤植の修正 「火葬に関する費用」 → 「火葬に関する使用量」	火葬に関する費用 火葬以外に関する費用	火葬に関する使用量 火葬以外に関する使用量
8	エクセル	様式8-2d					回答No.40への対応 注釈の追加	—	※火葬に関する費用の算定にあたっては、愛玩動物の焼却に必要な燃料分(合同火葬で1,600件/年)も見込んでください。
9	5	2	(3)				入札説明書 回答No.25への対応 提出にあたっての注意事項の文言修正	(3)提出にあたっての注意事項 ・「設計・建設に関する提案書」、「維持管理・運営に関する提案書」及び「事業計画に関する提案書」は、正本・副本ともに構成企業及び協力企業については企業名がわからないよう設計企業A、建設企業B等と置き換えるものとし、その対応表(様式任意)を正本の最初のページに綴じ込むこと。	(3)提出にあたっての注意事項 ・「設計・建設に関する提案書」、「維持管理・運営に関する提案書」及び「事業計画に関する提案書」の副本は企業名やマーク等、企業が確認できる表示は不可とする。

No.	頁	項目 1	項目 2	項目 3	項目4	項目5	ポイント	修正前	修正後																																																																	
10	5	2	(1)				「副本・グループ名」の追加	「正本・グループ名」	「正本・グループ名」「 <u>副本・グループ名</u> 」																																																																	
11	5	2	(2)				「DVD-R」の追加	CD-R	CD-R <u>又はDVD-R</u>																																																																	
12	51	様式 8-2b					表内の入力不要箇所「-」追加	■ サービス購入費 (単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象範囲</th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> <th>平成33年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービス購入費A (一時金払い)</td> <td>75%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>サービス購入費B (うち割賦元本)</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>サービス購入費C (一時金払い)</td> <td>75%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>サービス購入費D (うち割賦元本)</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象範囲	平成31年度	平成32年度	平成33年度	合計	サービス購入費A (一時金払い)	75%					サービス購入費B (うち割賦元本)	-					サービス購入費C (一時金払い)	75%					サービス購入費D (うち割賦元本)	-					■ サービス購入費 (単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象範囲</th> <th><u>平成30年度</u></th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> <th>平成33年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービス購入費A (一時金払い)</td> <td>75%</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サービス購入費B (うち割賦元本)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サービス購入費C (一時金払い)</td> <td>75%</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サービス購入費D (うち割賦元本)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象範囲	<u>平成30年度</u>	平成31年度	平成32年度	平成33年度	合計	サービス購入費A (一時金払い)	75%	-	-	-	-		サービス購入費B (うち割賦元本)	-	-	-	-	-		サービス購入費C (一時金払い)	75%	-	-	-	-		サービス購入費D (うち割賦元本)	-	-	-	-	-	
区分	対象範囲	平成31年度	平成32年度	平成33年度	合計																																																																					
サービス購入費A (一時金払い)	75%																																																																									
サービス購入費B (うち割賦元本)	-																																																																									
サービス購入費C (一時金払い)	75%																																																																									
サービス購入費D (うち割賦元本)	-																																																																									
区分	対象範囲	<u>平成30年度</u>	平成31年度	平成32年度	平成33年度	合計																																																																				
サービス購入費A (一時金払い)	75%	-	-	-	-																																																																					
サービス購入費B (うち割賦元本)	-	-	-	-	-																																																																					
サービス購入費C (一時金払い)	75%	-	-	-	-																																																																					
サービス購入費D (うち割賦元本)	-	-	-	-	-																																																																					
13	51	様式 8-3a					注釈の追加	-	<u>※ グループ内で締結している入札前協定書やリスク分担表、保険引受意向書等の添付は可とします。</u>																																																																	
14	52	様式 8-4					注釈の追加	-	<u>※ 地元企業からの関心表明書の添付は可とします。</u>																																																																	

No.	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	ポイント	修正前	修正後
1	5	第1	6	(1)			回答No.7への対応 適用法令の修正 細則→規則	・ 墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和23年省令第24号)	・ 墓地、埋葬等に関する法律施行規則(昭和23年省令第24号)
2	17	第2	4	(4)	エ		回答No.38への対応 大型バスの横付けについて追加	・ 霊柩車およびマイクロバスが横付けできる乗降スペースとすること。	・ 霊柩車、 <u>マイクロバス及び大型バス</u> が横付けできる乗降スペースとすること。
3	43	第2	10	(6)	イ	(イ)	回答No.51への対応 臨時駐車場の現状復旧期限を追加	(略) 使用期間は新たに整備する駐車場が使用可能となるまでとし、使用終了後は原状復旧すること。	(略) 使用期間は新たに整備する駐車場が使用可能となるまでとし、使用終了後は <u>平成33年8月末までに</u> 原状復旧すること。
4	8	第2	2	(1)			文言の追加	4,300～4,800㎡	4,300～4,800㎡ <u>(主たる建物本体の延床面積で底部分は含まない)</u>
5	10	第2	2	(4)			文言の追加	都市ガスを使用する場合、埋設のガス管を用いること。(中部ガス株式会社が本施設まで中圧導管Aを敷設予定)	都市ガスを使用する場合、埋設のガス管を用いること。(中部ガス株式会社が本施設まで中圧導管Aを敷設予定) <u>なお、中部ガス株式会社と調整のうえ、既設ポンベ室(ガス整圧室のこと。以下同じ。)の撤去、及び新規ポンベ室の設置を行うこと。</u>
6	12	第2	4	(1)	ケ		文言の削除	ケ 建物内は原則禁煙とする。	ケ <u>斎場敷地内は禁煙とする。</u>
7	17	第2	4	(4)	エ		文言の追加	マイクロバス用10台以上	マイクロバス用 <u>(大型バスも含む)</u> 10台以上
8	23	第2	6	(1)	イ	(ウ)	文言の修正	・異なる排気系列との接続は行わない。	・ <u>異なる排気系列との接続の有無については、事業者の提案とする。</u>

No.	頁	項目 1	項目 2	項目 3	項目4	項目5	ポイント	修正前	修正後
1	2	第5条	1	⑥			回答No.2への対応 誤植の修正	⑥本施設を維持管理業務は、●●●に委託し又は請け負わせる。	⑥本施設を維持管理する業務は、●●●に委託し又は請け負わせる。